

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【塩尻市】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建築住宅課建築住宅係	0263-52-0280	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課市民税係	0263-52-0638	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が軽自動車を運転すること等の要件を満たす必要があります。
要介護認定の代理申請		○	介護保険課介護保険係	0263-52-0280	
生活保護制度の申請		○	福祉支援課生活支援係	0263-52-0280	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たす必要があります。
DV相談窓口の利用		○	社会教育スポーツ課社会教育係	0263-52-0280	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合の相談に応じます。